

まちなかを 安心して 歩けるように

～客引き行為等の防止に関する条例を施行しました～

市では、いわゆるキャバクラやホストクラブの誘引や客待ち、異性による通常マッサージの客引きや客待ちを禁止する条例を制定し、7月1日から施行しました。

市民の皆さんはもちろん、観光や仕事で訪れた人にも安全・安心な楽しいまちにしたい。市と地域の皆さん、警察が連携する安全・安心な中心市街地づくりの取り組みを紹介します。

条例で禁止する対象行為とは？

異性による通常マッサージ

キャバクラ・ホストクラブなど

客引き



マッサージ
3千円
いかがですか

相手方を特定して、営業に係る客となるように、人を誘う行為

客待ち



客引きをする目的で、当該行為の相手方となるべき者が来るのを待つ行為

誘引



○△キャバクラ
新規開店だよ

不特定の者に呼び掛け、またはビラその他の文書図画を配布し、もしくは提示して、営業に係る客となるように人を誘う行為

違反したらどうなるの？

違反行為を発見した場合は、段階的に指導・勧告などを行います。

口頭指導

勸告

中止命令

※中止命令を受けた後も違反行為を中止しない場合、刑事訴訟法に基づき、**警察に対して告発を行います**

客待ち行為の 禁止区域

西新地（一部の街区を除く）、
諏訪栄町、西浦一丁目、
安島一丁目1番の街区



条例の効果に期待しています

10年ほど前から、まちなかに客待ちや客引きが目立ち始め、商店街や自治会の皆さんとパトロールをするようになりました。まちに活気があるのは良いことですが、人が安心して歩けないようなことがあってはなりません。

警察に相談したり、市にルール作りを要望したりしてきた結果、こうして条例が制定・施行されることになり、嬉しく思っています。

諏訪栄・西新地
地区防犯協議会
会長 林悦男さん

条例のことを知っていただくために

条例が施行される1カ月前の6月1日、市と地域の皆さん、四日市南警察署とが合同で、街頭啓発キャンペーンを実施しました。中心市街地を歩きながら、来街者などにチラシを挟み込んだティッシュを配布し、条例の施行への協力を呼び掛けました。



のぼりを掲げながら商店街から近鉄四日市駅まで歩き、啓発を行いました



商店街のアーケードに掲出した横断幕。看板も設置しました